

# 火災・災害により被害を受けた市民の方への各種支援制度

令和4年6月30日

火災や震災、風水害等の災害により、被災された方への制度案内です。

八尾市役所 危機管理課

詳しくは、各制度の担当課までお問い合わせ下さい。

## ★り災証明書の発行

項目	担当課	所在地・Tel	制度概要	申請に必要なもの
り災証明書 (火災の場合)	消防署	消防庁舎 (高美町 5-3-4) 992-0119	火災により、被災された方の証明書を発行します(無料)。 ※その他の証明書として、火災に至らない燃焼事故等で、その被害程度を証明する文書も発行します(有料)。	・所定の申請書 ・本人確認ができる書類
り災証明書 (火災以外の場合)	市民税課	市役所 本館2階 924-3832	火災以外の災害により、被災された方の証明書を発行します(無料)。 ※その他の証明書として災害により被害を受けた事実について市長に届け出た証明(=被災届出証明書)を発行します(無料)。	担当課までお問い合わせ下さい。

## ★り災に伴う各種救済・支援制度

項目	担当課	所在地・Tel	制度概要	申請に必要なもの
市民税・府民税証明書 発行手数料の減免	市民税課	市役所 本館2階 924-3822	火災・災害により被害を受け、市長が必要と認めた場合には、市民税・府民税証明書の発行手数料が免除されます。	・り災証明書 ・本人確認ができる書類
固定資産評価証明書 発行手数料の減免	資産税課	市役所 本館2階 924-3823	火災・災害により被害を受け、市長が必要と認めた場合には、固定資産評価証明書の発行手数料が免除されます。	・り災証明書 ・本人確認ができる書類
納税証明書 発行手数料の減免	納税課	市役所 本館2階 924-3824	火災・災害により被害を受け、市長が必要と認めた場合には、納税証明書の発行手数料が免除されます。	・り災証明書 ・本人確認ができる書類
住民票・戸籍証明、戸籍の附票等の減免	市民課 管理係	市役所 本館1階 924-8549	火災・災害により被害を受け、市長が必要と認めた場合には、住民票、戸籍証明、戸籍の附票、身分証明書の交付手数料が免除されます。	・り災証明書 ・本人確認ができる書類
印鑑登録証明書交付 手数料の減免			火災・災害により被害を受け、市長が必要と認めた場合には、印鑑登録証明書の交付手数料が免除されます。	・り災証明書 ・やお市民カードまたは印鑑登録証 ・本人確認ができる書類
個人市民税 府民税の減免	市民税課	市役所 本館2階 924-3822	火災・災害により被害を受け、市民税の納税義務者が死亡もしくは障がいもしくは重傷を負った場合、または当該納税義務者と同居する同一生計配偶者もしくは扶養親族が死亡した場合、もしくは市民税の納税義務者(同一生計配偶者及び扶養親族を含む。)が居住する家屋等が損害を受けた場合、納期限までの申請により減免を受けることができます。	減免事由に該当することが確認できる書類(り災証明書等)

項目	担当課	所在地・Tel	制度概要	申請に必要なもの
固定資産税 都市計画税の減免	資産税課	市役所 本館2階 924-3823	土地・家屋・償却資産について、損害の割合に応じて減免率を算出し、火災・災害により被害を受けた日を基準として月割りで減免を受けることができます。(火災は、家屋・償却資産のみ)	り災証明書
国民年金保険料の減免	市民課 国民年金係	市役所 本館1階 924-3848	火災・災害により被害を受け、被害金額が一定額以上である損害を受けたとき、申請により承認されると保険料が免除されます。	・り災証明書 ・被災状況届(年金係窓口及び年金事務所にあります)
介護保険料の減免	高齢介護課	市役所 本館2階 924-9360	火災・災害により被害を受け、住宅等に損害を受けた場合、損害の程度により、保険料の減免を受けることができます。	り災証明書
介護保険利用料 負担減免			火災・災害により被害を受け、住宅等に損害を受けた場合、損害の程度により、居宅サービス、施設サービス、特定福祉用具の購入または住宅改修に必要な費用のうち、利用者が負担する利用料の減免を受けることができます。	
国民健康保険料の減免	健康保険課	市役所 本館1階 国民 健康保険 924-3865  高齢者医療 924-3997	火災・災害により、当該世帯の世帯主、被保険者等が死亡もしくは負傷し、またはその所有資産(居住または事業の用に供するものに限る)に著しい損害を受けた場合は、損害の程度により、保険料の減免を受けることができます。	り災証明書
国民健康保険 一部負担金の減免			火災・災害により被害を受け、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合で、当該世帯の所得等、条件に該当すれば、一部負担金の免除を受けることができます。	
後期高齢者医療 保険料の減免			火災・災害により、主たる居住の用に供している住宅、家財などに著しい損害を受けた場合は、損害の程度により、保険料の減免を受けることができます。	
後期高齢者医療 一部負担金の減免			火災・災害で住宅家財その他の財産に著しい損害を受けた場合、当該世帯の所得等、条件に該当すれば一部負担金の免除を受けることができます。	
保育料の軽減	保育・こども園課	市役所 本館7階 924-8529	火災・災害により被害を受け、市長が必要と認めるときは、申請日の属する月から1年間(ただし、大規模災害等により保育料を負担することが著しく困難である場合については、災害発生日から2年間)保育料の軽減を受けることができます。詳しくは担当課までお問い合わせ下さい。	り災証明書等
放課後児童室保育料 の減免	放課後児童 育成室	市役所 本館7階 992-2350	災害により被害を受け、教育委員会が特に必要と認めた児童については、放課後児童室保育料の減免を受けることができます。詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。	り災証明書

項目	担当課	所在地・Tel	制度概要	申請に必要なもの
一般廃棄物処理手数料の減免(ごみ)	環境施設課	八尾市立リサイクルセンター学習プラザ3階(曙町2-11) 992-2139	火災・災害により生じた一般廃棄物をり災者自らが施設に搬入される場合、廃棄物処理手数料の免除を受けることができます。 ※事前により災現場を確認しますので、お問い合わせ下さい。	り災証明書
一般廃棄物処理手数料の減免(し尿)		環境衛生庁舎(福栄町4-42-1) 994-1261	大雨で便槽が浸水したときは、し尿汲取り手数料の免除を受けることができます。(雨が止んだ日の翌日午後5時まで、環境衛生庁舎へ申し込んで下さい)	電話またはFAXによる連絡
図書館資料の弁償義務の免責	八尾図書館	八尾図書館(本町2-2-8) 993-3606	図書館利用者が火災・災害により被害を受け、八尾市立図書館の資料等に損害をもたらした場合は、弁償の義務が免責されます。	り災証明書

★見舞金などその他の支援制度

項目	担当課	所在地・Tel	制度概要	申請に必要なもの
災害弔慰金の支給	危機管理課	市役所本館6階 924-9870	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の適用を受けた場合に支給します。 ○災害により被害を受け死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給。(最高500万円) ○災害により身体等に著しい障がいを受けた市民に対し災害見舞金を支給。(最高250万円) ○災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付。(最高350万円)	担当課にお問い合わせ
災害見舞金の支給			上記制度の適用を受けない火災・災害に対して支給します。(八尾市災害見舞金等支給要綱に基づく制度) ○災害弔慰金 ・災害により死亡した場合:5万円 ○災害見舞金 ・30日以上負傷入院した場合:2万円 ・住家が全壊、全焼または流失した場合:3万円 ・住家が半壊または半焼した場合:2万円 ・住家が床上浸水または消火活動により水損した場合:1万円	所定の申請書。詳細は担当課にお問い合わせ。
日常生活物品の支給			火災・災害の緊急時に下記物品を臨時で支給します。 ○タオル、歯みがきなどの日用品 ○保存水、アルファ化米、毛布(必要に応じて)など	担当課にお問い合わせ
八尾市赤十字奉仕団災害見舞金	コミュニティ政策推進課	市役所本館3階 924-3827	八尾市災害見舞金等支給要綱により災害弔慰金または災害見舞金の受給された方は、八尾市赤十字奉仕団から災害弔慰金または災害見舞金を支給します。 ○災害弔慰金 死亡した場合:2万円 ○災害見舞金 ・1か月以上負傷入院した場合:5千円 ・住家が全壊、全焼または流失した場合:1万円 ・住家が半壊または半焼した場合:5千円 ・住家が床上浸水または消火活動により水損した場合:5千円	所定の請求書。詳細は担当課にお問い合わせ。
八尾市生活援護資金貸付制度	地域共生推進課	市役所本館3階 924-3835	市内に引き続き6ヶ月以上居住しておられ、火災・災害により生活にお困りの世帯に対して、市が5万円以内(ただし、市長が必要と認めるものについては20万円以内)で、臨時的に必要なとする資金を貸付けます。	5万円を越える場合、連帯保証人の納税証明書及び住民票

項目	担当課	所在地・Tel	制度概要	申請に必要なもの
大阪府生活福祉資金貸付制度	八尾市 社会福祉協議会	社会 福祉会館内 八尾市生活 支援相談 センター 924-3761	火災・災害により被害を受けたことによる困窮から自立更生するための資金で、以下の要件において、貸付を行います。 ○貸付対象：低所得世帯 ○貸付内容：被災した住宅を復旧するための経費や、日常家財道具等を購入するための経費等、被災によって臨時に必要となる経費。 ○貸付限度額：150万円 ○据置期間：6ヶ月 ○償還期間：7年以内 ※すでに購入・発注・契約等している場合は、対象外です。 ※その他、詳細については担当窓口へお問い合わせ下さい。	・り災証明書等 ・世帯の状況が確認できる書類 ・必要経費の見積書等
		社会福祉会館 (本町2-4-10) 991-1161	火災等により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額の貸付を行います。 ○貸付対象：低所得世帯 ○貸付内容：火災等被災により生活費が必要なとき ○貸付限度額：10万円以内 ○償還期間：据置期間経過後12か月以内 (据置期間2か月以内) ※生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が貸付の条件になります。	・り災証明書等 ・世帯の状況が確認できる書類等
市営住宅の一時使用	住宅管理課	八尾市営 住宅管理 センター (市役所 西館1階) 924-3858	火災等により被害を受けた方が、被災後に住宅の確保及び住宅の補修等を行う際に、当面、身を寄せる場所として、市営住宅を短期間使用することができます。 利用できる市営住宅など、詳しくは担当課までお問い合わせ下さい。	・り災証明書 ・住民票 ・市・府民税証明書
児童扶養手当・特別児童扶養手当制度における所得制限の特例について	こども若者政策課	市役所 本館7階  (手当) 924-3839	火災・災害により被害を受け、住宅、家財その他の財産について、その価格のおおむね二分の一以上の損害を受けた場合、児童扶養手当は、損害を受けた月から翌年の10月までの手当について所得制限が適用除外になり、特別児童扶養手当は、損害を受けた月から翌年の7月までの手当について、所得制限が適用除外になります。	・児童扶養手当被災状況書 ・特別児童扶養手当被災状況書
ひとり親家庭医療費助成制度における所得制限の特例について		(医療) 924-8528	火災・災害により被害を受け、住宅、家財その他の財産について、その価格のおおむね二分の一以上の損害を受けた場合、ひとり親家庭医療費助成についてその損害を受けた月から翌年の10月31日までにおける所得制限が適用除外になります。	り災証明書
就学援助制度の支給要件緩和	学務給食課	市役所 本館7階 924-3872	市立小・中学校(義務教育学校含む)に在学する児童・生徒の保護者が、火災・災害により被害を受けたために経済的な理由で児童・生徒の就学が困難になった場合、就学援助制度において、所得要件によらずに就学援助費の支給を受けることができます。	り災証明書
災害による漏水に伴う水道料金等の減額	水道局 お客さま サービス課	水道局1階 (光南町1-4-30) 923-6304	火災及び地震により漏水が生じた場合、漏水量の100%に相当する水量を減じた水量により算出した料金と使用水量の料金との差額を減額する。	・減額依頼申請書 ・り災証明書等

八尾市役所

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel:072-991-3881(代表)